



2019年3月8日

各位

株式会社 大塚家具
 代表取締役社長 大塚 久美子
 (JASDAQ・コード番号 8186)
 問い合わせ先
 財務部長 青木 洋
 電話 03-5530-5522

(開示内容の変更) 第三者割当による第2回新株予約権の発行に係る
 払込期日等の変更に関するお知らせ

当社は、2019年2月15日付「第三者割当による新株式及び新株予約権の発行、業務・資本提携契約の締結並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」により公表しております第三者割当の方法による第2回新株予約権の発行に関し、2019年3月8日開催の取締役会において、下記のとおりその払込期日及び割当日を変更することを決議致しましたのでお知らせ致します。

なお、これに伴い、関東財務局長に2019年2月15日付で提出してありました有価証券届出書のうち、第2回新株予約権については当該届出の対象から除外する訂正届出書を2019年3月8日付で提出するとともに、払込期日及び割当日を変更後の第2回新株予約権の募集に係る有価証券届出書を同日付で関東財務局長に再提出しております。

記

1. 変更の理由

2019年2月15日付「第三者割当による新株式及び新株予約権の発行、業務・資本提携契約の締結並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」において、第2回新株予約権の割当につき、2019年3月25日に開催予定の当社定時株主総会において、発行可能株式総数を43,000,000株から77,600,000株に変更する定款の一部変更議案が承認可決されることを条件とし、その払込期日及び割当日を2019年3月26日としておりましたが、2019年3月8日開催の当社取締役会において、定時株主総会を2019年3月31日に開催することを決定したため、これに伴い、第2回新株予約権の払込期日及び割当日を2019年4月1日に変更するものです。

2. 変更の内容

第2回新株予約権に係る2019年2月15日開催の取締役会決議からの変更内容は以下のとおりです(変更箇所には下線を付しています)。

	変更前	変更後
払込期日	2019年 <u>3</u> 月 <u>26</u> 日	2019年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日
割当日	2019年 <u>3</u> 月 <u>26</u> 日	2019年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日
割当の条件	第2回新株予約権の割当は、2019年3月 <u>25</u> 日に開催予定の当社定時株主総会において、発行可能株式総数を43,000,000株から77,600,000株に変更する定款の一部変更議案が承認可決されることを条件とする。	第2回新株予約権の割当は、2019年3月 <u>31</u> 日に開催予定の当社定時株主総会において、発行可能株式総数を43,000,000株から77,600,000株に変更する定款の一部変更議案が承認可決されることを条件とする。

なお、2019年3月8日開催の当社取締役会においてかかる変更を決議するに際し、監査等委員並びに株式会社東京証券取引所の定めに基づいて独立役員として届け出ている社外取締役である阿久津聡氏、長沢美智子氏及び三富正博氏により2019年2月15日開催の取締役会において述べられた、第2回新株予約権を含む新株予約権の第三者割当にかかる払込金額が割当先に特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見並びに同社外取締役による第2回新株予約権を含む株式及び新株予約権の第三者割当に必要性及び相当性が認められるという意見について変更がない旨、並びに、第2回新株予約権の払込期日及び割当日の変更は当社の定時株主総会の開催日の決定に伴う技術的なものであり、第2回新株予約権の権利行使期間（2019年4月2日から2024年3月3日まで）を含む新株予約権のその他の諸条件に変更はないこと、2019年2月15日付で開催された取締役会において承認された新株予約権の払込金額及び行使価額、その他の条件での割当及び引受けに関する契約を割当予定先との間で締結済みであることから、払込金額及び行使価額を変更しないことは合理的であり、本新株予約権第三者割当に係る発行価額は特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見を得ております。

また、これに伴い株式会社ハイラインズとの間で2019年2月15日付で締結した業務・資本提携契約につき、2019年3月8日付で当社定時株主総会の日程と第2回新株予約権の払込期日及び割当日の変更について合意する変更覚書を締結しております。

以 上